

産前産後期間相当分（4ヶ月分※）の国民健康保険料が免除されます！

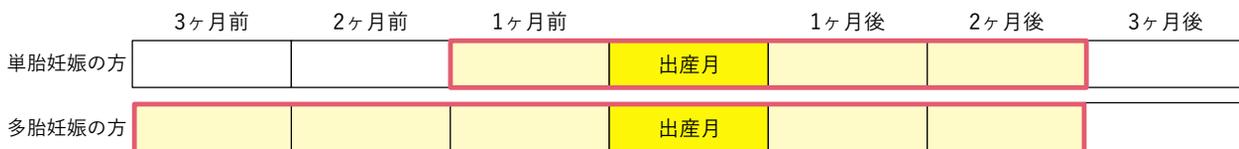
※多胎妊娠の場合は6ヶ月分

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に産まれた浴場国保加入中の被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 申請手続きは、出産後に届出ください。

国民健康保険料の免除方法

- 出産月の前月（多胎妊娠の場合は3ヶ月前）から出産月の翌々月まで（以下「産前産後期間」といいます。）4ヶ月相当分（多胎妊娠の場合は6ヶ月相当分）の保険料が免除されます。



※産前産後期間の保険料が免除されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。



※令和5年11月に産まれた場合、令和6年1月相当分の保険料が免除されます。

令和6年1月より前の期間については、保険料免除の対象とはなりません。

■ ……保険料減免対象期間

- 保険料が免除された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。
* 下記の【届出に必要な書類】にて出産月の確認をし、保険料減免額を後日還付いたします。

届出に必要な書類

① 産前産後の保険料軽減措置届出書（浴場国保のホームページからダウンロードできます）

② 母子健康手帳など

※出産後、親子関係を明らかにする書類（住民票など）が必要です。

届出先（お問い合わせ先）

〒556-0012 大阪市浪速区敷津東2丁目2番8号 大阪木津卸売市場内南棟2階
大阪府浴場国民健康保険組合 TEL 06-6634-2510